下閉伊北区域農用地整備事業における一ツ苗代１換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における一ツ苗代１換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法(昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪１換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪１換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪２換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪２換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪３換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪３換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年12月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大木建設株式会社　代表取締役　渡邊　　徹　東京都中央区日本橋本町４－９－11　国土交通大臣許可（特－16）第21142号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年１月８日から平成22年１月22日までの15日間

４　処分の原因となった事実　大木建設株式会社（以下､｢旧大木建設」という）は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成21年10月23日請求が棄却され、その判決が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。神田大木建設株式会社（現　大木建設株式会社（以下､｢新大木建設」という））は､平成17年３月31日付け営業譲渡により、旧大木建設から土木工事業に関する営業を承継していることから、建設業法第28条第３項の規定に基づき新大木建設に対して営業の停止を命ずるものである。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月７日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年12月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社加賀田組　代表取締役　市村　　稿　新潟市中央区八千代１丁目５番32号　国土交通大臣許可（般・特－18）第809号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年１月８日から平成22年１月22日までの15日間

４　処分の原因となった事実　株式会社加賀田組は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁